

## 木材利用ポイント事業 施工業者向け説明会の開催について

木材利用ポイントの対象となる工事を行う事業者を対象に、住宅施工業者向けの認定申請、木材利用ポイントの申請等について、下記により説明会を開催します。

なお、建築主等が木材利用ポイントを利用(申請)するには、住宅施工業者が認定・登録を受けておく必要があります。

### <木材利用ポイント事業>

地域材を活用した木造住宅の新築や内装・外装の木質化工事、木材製品等の購入の際にポイントを付与し、地域の農林水産品等と交換することができます。

※事業の詳細については下記ホームページをご覧ください。

木材利用ポイント事務局ホームページ <http://mokusai-points.jp>

### 【日程・会場】 参加無料

#### 【第1回説明会(水戸会場)】

・平成25年5月13日(月) 14:00～

・(一財)茨城県建設技術管理センター 研修室 (茨城県水戸市青柳町4193)

・定員300名

#### 【第2回説明会(土浦会場)】

・平成25年5月14日(火) 14:00～

・土浦市民会館 小ホール (茨城県土浦市真鍋2-6)

・定員300名

※ 事前に参加申込みは必要ありませんが、定員がオーバーした場合は、入場出来ない場合がありますので、ご理解下さい。

※ 後日連絡等をする場合がありますので、連絡先の分かる資料(名刺等)を受付の際に提出して下さい。

### ○説明会の主な内容

①制度の概要について

②施工業者登録の方法について

#### <木材利用ポイント事業全体のお問い合わせ先>

木材利用ポイント事務局(コールセンター)

TEL : 0570-666-799

#### <施工業者登録のお問い合わせ先>

茨城すまいづくり協議会 事務局

・(一財)茨城県建築センター

TEL : 029-305-7300

FAX : 029-305-7310

・茨城県木材協同組合連合会

TEL : 0294-33-5121

FAX : 0294-33-5191